

議第1号

「令和5年度公立高等学校の入学定員について」及び
「令和5年度高等特別支援学校の入学定員について」

岐阜県立高等学校管理規則第二条及び岐阜県立特別支援学校管理規則第二条に基づき、「令和5年度公立高等学校の入学定員について」及び、「令和5年度高等特別支援学校の入学定員について」を別紙のとおりとする。

令和4年10月24日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<根拠法令>

岐阜県立高等学校管理規則

第二条 学校の課程及び学科は、別表に定めるところによる。

2 入学定員は、教育委員会が毎年別に定める。

岐阜県立特別支援学校管理規則

第二条 学校の部、課程、学科、修業年限及び当該学校が行う教育は、別表に定めるところによる。

2 幼稚部及び高等部の入学定員は、教育委員会が毎年別に定める。